
平成31年 第1回(定例)須恵町議会 会議録(第1日)

平成31年3月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成31年3月1日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 発議第 1 号 日本共産党 児玉 求議員に対する懲罰動議
- 日程第 6 議案第 15 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 16 号 須恵町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 17 号 須恵町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 18 号 須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 19 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 20 号 須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 21 号 町道路線の認定について
- 日程第 13 議案第 22 号 平成30年度須恵町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第 14 議案第 23 号 平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
- 日程第 15 議案第 24 号 平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 16 議案第 25 号 平成30年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 17 議案第 26 号 平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 18 議案第 27 号 平成30年度須恵町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第 19 議案第 28 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 29 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 30 号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 31 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 32 号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 33 号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 34 号 平成31年度須恵町一般会計予算の提出について
- 日程第 26 議案第 35 号 平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
- 日程第 27 議案第 36 号 平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について

- 日程第 28 議案第 37 号 平成 31 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
- 日程第 29 議案第 38 号 平成 31 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
- 日程第 30 議案第 39 号 平成 31 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
- 日程第 31 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議会報告
- 日程第 5 発議第 1 号 日本共産党 児玉 求議員に対する懲罰動議
- 日程第 6 議案第 15 号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 7 議案第 16 号 須恵町ふるさと応援基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第 17 号 須恵町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 9 議案第 18 号 須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 19 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 20 号 須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 21 号 町道路線の認定について
- 日程第 13 議案第 22 号 平成 30 年度須恵町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 14 議案第 23 号 平成 30 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 15 議案第 24 号 平成 30 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 25 号 平成 30 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 17 議案第 26 号 平成 30 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 議案第 27 号 平成 30 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 28 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 20 議案第 29 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 30 号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 31 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 32 号 葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 33 号 須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに

水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第 2 5 議案第 3 4 号 平成 3 1 年度須恵町一般会計予算の提出について
 日程第 2 6 議案第 3 5 号 平成 3 1 年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について
 日程第 2 7 議案第 3 6 号 平成 3 1 年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について
 日程第 2 8 議案第 3 7 号 平成 3 1 年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について
 日程第 2 9 議案第 3 8 号 平成 3 1 年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について
 日程第 3 0 議案第 3 9 号 平成 3 1 年度須恵町水道事業会計予算の提出について
 日程第 3 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（14名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	11 番	原 野 敏 彦
12 番	三 上 政 義	13 番	柴 田 真 人
14 番	今 村 桂 子	15 番	三 角 良 人

出席停止議員（1名）

1 番 児 玉 求

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	安 河 内 文 彦	健康福祉課理事	小 林 は つ み
総 務 課 長	梅 野 猛	子ども教育課長	御 手 洗 文 生

税 務 課 長	合 屋 浩 二	地 域 振 興 課 長	稲 永 勝 章
都 市 整 備 課 長	甲 木 圭 二	住 民 課 長	合 屋 真 由 美
上 下 水 道 課 長	世 利 昌 信	ま ち づ く り 課 長	平 山 幸 治
社 会 教 育 課 長	吉 川 聡 士	会 計 管 理 者	今 泉 俊 裕
総 務 課 課 長 補 佐	諸 石 豊	監 査 委 員	吉 松 辰 美

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

任期最後の議会になりました。もう立て看板も出て、選挙戦に入っておられる方もございますが、最後の議会、来年度の予算もあります、しっかり審議していただきたいと思います。よろしくお願いします。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思いますので、よろしくお願いします。

ただいまから、平成31年第1回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議員（11番 原野 敏彦） おはようございます。

平成31年第1回定例会、議会運営委員会の協議結果を報告します。

2月22日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成31年第1回定例会の運営について協議、検討をいたしました。

今回提出された議案は25件、発議・諮問各1件、町長報告8件、閉会中の組合議会報告4件でございます。

会期は、本日3月1日より3月19日までの19日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会14件、文教厚生委員会3件、予算審査特別委員会7件で、議案第34号から議案第39号までの平成31年度当初予算につきましては一括議題といたします。

また、議案第15号は、提案理由の説明後、質疑、討論、採決、諮問第1号は人事案件でありますので、討論を省略し、採決を行います。

次に、日程についてですが、中本会議を3月6日午前10時から、翌7日は、午前9時から工事現場視察、終了後、各常任委員会。一般質問は11日午前9時から、終了後に全員協議会を開催いたします。

19日が最終本会議で、終了後に広報特別委員会を開催いたします。

その他、陳情書が2件提出されておりますが、郵送での依頼でありますので配付のみとさせていただきます。

また、須恵町政治倫理条例の一部を改正する条例が提出されておりますが、全員協議会に諮り、最終本会議にて上程するようにいたしております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

_____・_____・_____

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの19日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第1回定例会の会期を、本日から3月19日までの19日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、11番議員、12番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） おはようございます。

本日は3月定例議会を招集しましたところ、全員参加のもとに当初本会議を開催できますことを感謝申し上げます。

あわせて、この4年間、須恵町発展のために御尽力賜りましたことを心から感謝と御礼申し上げます。特に、三角議長におかれましては2期にわたり議長として行政並びに町民の方々の橋渡し役として、そして糟屋地区の諸問題に対しまして御尽力賜りましたことを心から感謝と御礼申し上げます。

本3月議会は14名の議員各位との最後の議会となります。議員各位とともに執行部側もより緊張感を持って、格調高い伝統にいろどられた3月議会となりますよう、そして思い残すことがない3月議会となりますよう頑張ってまいりますので、御協力賜りますようお願い申し上げます。そして、昨年5月に町長就任して以来、御支援、御協力、御指導を賜りましたことを心から感謝と御礼申し上げます。

それでは、ただいまより町長報告に入らせていただきますけれども、全体的な施政報告といたしましては、町長に就任しましたときに申し上げましたとおり、安全安心のまちづくり、防災体制の強化について、2019年度ベースではしっかり取り組んでいきたいと思っております。

その大きな内容としましては、役場庁舎の非常用電源、わずか15分しかもたない、今現在こういう状況では本部機能は果たせませんので、最低でも2日、3日もたせるように2019年度中に改修を行いたいと考えております。

あわせて、防災無線が老朽化・劣化しておりますので、デジタル無線を採用し、より迅速

に対応できるように対応してまいります。

あわせて、実務に関してでございますが、新年度中に各行政区に防災組織を組織していただき、より迅速に、より綿密に町行政とスクラムが組めるような体制を組織していきたいと考えております。

本年度議会中に申し上げました小学校3校、中学校2校エアコン設置につきましては、報告申し上げましたとおり6月までに完成し、子どもたちの快適で過ごしやすい教育環境を整備してまいります。

その他インフラ整備につきましては、予算審査の中で申し上げていきますが、今まで以上に、より綿密に計画を練りながら、議員各位とともに新年度対応してまいりたいと思います。

子育て支援につきましては、この件につきましては一般質問が出ておりますので、それに合わせてお答えしてまいりたいと考えております。

3 1 年度一般会計予算について

それでは町長報告に入りますが、まず初めに、平成31年度一般会計当初予算についてでございます。

当初予算の総額は89億6,000万円で、前年度当初予算に比較いたしますと9億6,000万円の増加、伸び率はプラス12%でございます。

まず、歳入予算でございますが、町税につきましては、個人町民税は3.0%の増、法人町民税は6.6%の増、固定資産税につきましては0.8%の増となっております。町税全体といたしましては3.8%の増、1億700万円余りの増収を見込んでおるところでございます。

次に、地方交付税でございますが、平成30年度の地方財政計画においては、地方交付税の出口ベースの交付額は、30年度比1.1%増の見込みで計上されております。しかしながら、町税が増加傾向にありますことから、本町への交付額は17億600万円ほどと見込んでおります。

次に、国庫支出金につきましては11.8%の増、9億6,000万円程度を見込んでおります。

町債につきましては、臨時財政対策債を4.1%の増、3億3,300万円で計上しております。

その他、庁舎非常用電源設備等整備事業、防災行政無線整備事業、第3小学校校舎改修事業、多目的公園整備事業道路改良事業などの財源として、合計で9億7,780万円を計上いたしております。なお、歳入歳出予算収支不足の財源につきましては、財政調整基金からの繰入金5億円で対応させていただいております。

次に、歳出予算でございますが、義務的経費の人件費でございますけれども、先に職員数の状況を報告しますと、30年度の退職者が8名、採用職員は8名となりまして、全職員数は前年度からの変更はなく149名、再任用職員6名を合わせますと155名になります。

一般会計におきまして、平均年齢は前年度から変わりはなく39歳、平均給与月額は

7,762円下がっております。

補助費等につきましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金が3,022万円の減、粕屋南部消防本部負担金が666万円の減となっており、就園奨励費補助金が800万円の増、保育実施負担金が4,068万円の増などにより3.7%の増となっております。

毎年増加を続けております扶助費につきましては、障がい者支援費、自立支援給付費が5,060万円の増、児童手当が2,040万円の増などにより5.1%の増となっております。

物件費は包括業務委託料、個別施設計画策定業務委託料、教育施設保全計画策定業務委託料、第6次総合計画策定支援業務委託料など、新規事業が増加しており、物件費全体で2億5,486万円、14.8%の増となっております。

次に、施設整備、基盤整備事業のいわゆる普通建設事業費でございますが、先ほど申し上げました防災行政無線整備に4億円、庁舎非常用電源設備等改修に1億1,300万円、須恵第3小学校校舎外壁防水改修に8,566万円、須恵町多目的公園造成に5,000万円、国の社会資本整備総合交付金を活用しての道路橋梁の改良補修事業に4,950万円を計上しており、安全安心のまちづくり、生活環境の維持・向上に図ってまいります。

最後に繰出金でございますが、公共下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険広域連合ほかへの繰出金など、合わせて13億6,068万円を計上いたしております。

以上、31年度の一般会計当初予算の報告でございますが、事業費につきましては、「不要」「不急」の予算は削減しまして、必要とされる施策や事業につきまして積極的に取り組んだ予算編成ができたものと考えております。

町民一人一人の方々が誇りを持って、愛着を持って生きがいを実感できる、安全で安心な魅力あるまちづくりに邁進してまいりますので、今後とも議員各位を初め、町民皆様に御理解と御協力を賜りますことをあわせてお願い申し上げます。

平成31年度国民健康保険特別会計当初予算について

次に、平成31年度国民健康保険特別会計当初予算でございます。

予算総額は31億2,800万円、前年度と比較しまして、率で3.2%、金額で9,800万円の増額となっております。

平成30年度からの制度改革により県が国民健康保険の財政運営の主体となり1年を迎えたところですが、1人当たりの医療費の増加により、県へ納める納付金が増額となっております。

31年度、須恵町の国民健康保険の平均被保険者数は、後期高齢者医療制度への移行がある程度落ちつき、前年度と変わらず6,200人ほどとなる見込みで予算編成を行っております。

具体的には、歳出におきまして保険給付費を対前年度比5,200万円増額、県内の保険料収納必要額を市町村ごとに調整した「国民健康保険事業費納付金」を7億9,000万円計上いた

しております。

歳入におきましては、国民健康保険税は県が市町村ごとに示しました本来の税率や県への納付金を参考にし、対前年度比3,200万円の増額となり、保険給付に必要な費用などを県が市町村に支払う保険給付費等交付金22億8,000万円を計上いたしております。

本年度も国から多額な公費が投入されておりますが、伸び続ける医療費により一般会計からの赤字補填は、当初予算ベースで対前年度比較1,900万円の増額となりました。

今後も保健事業の充実を初め、より一層、収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みに努めてまいりますので、今後とも議員各位の変わらぬ御支援と御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成31年度水道事業会計予算について

次に、平成31年度水道会計予算でございますが、収益的収支予算の収入額は6億5,166万円、前年度比0.6%の増、金額にして411万円の増でございます。これは、水道申し込み加入金の増によるものでございます。

支出額は5億9,673万円で、前年度比4.1%の増、金額にして2,333万4,000円の増でございます。これは、10月から予定されております消費税の増額によるもの及び総係費において効率的に今後の水道施設更新計画を策定するため、水道管路管理システム構築業務並びにアセットマネジメント策定業務の委託料を計上しているところでございます。

31年度の収支は3,251万2,000円の利益剰余金が見込まれます。

次に、資本的収支予算の歳入額は3,600万円で、対前年度比2.9%の増、これは工事負担金の増によるものでございます。

支出額は2億496万円で、前年度比13.8%の減、建設改良費の減によるものでございます。

不足する額1億6,896万円は、損益勘定留保資金等で補填するものでございます。

水源の汚染防止を図り、良質な水を安定的に供給できますよう、下水道工事に伴う工事を主としながら、施設改良費を計上しております。よろしくお願い申し上げます。

高齢者ドライバー事故防止に向けたタクシーチケットの交付について

次に、高齢者ドライバー事故防止に向けたタクシーチケットの交付についてでございます。

本年4月から、運転免許証を自主的に返納した75歳以上85歳以下の高齢者の方に、毎年度4万円相当のタクシーチケットを交付することとしております。これは、全国的に相次ぐ高齢者ドライバーによる悲惨な交通事故防止対策の一環でございます。

高齢者ドライバーの中には、運転しなければ病院や買い物にも行くことができない、御自身の身体的能力の低下を自覚しているにもかかわらず運転を続けるしかない状況であります。

このようなことから、一定の条件のもとにタクシーチケットを配付し、日常生活の足を確保することの手助けができれば、運転免許証自主返納に弾みが付き、高齢者ドライバーによる事故防止につながると考えております。

今後も関係機関、道路交通法等の各種法令等の動向を見ながら、本事業の検証・検討を重ね、安全で安心して住める須恵町を目指していきます。

課名の変更について

次に、課名の変更でございます。

1階フロア改修において、来庁者目線に立ち、目的地に誘導するため案内表示、サインを見直しました。これを契機に、住民の皆様の問い合わせ等で「水道課」と混乱している「出納課」を、「会計課」に課名の変更を行いたいと考えております。

「出納」という文言は昨今若年層にはなじみがなく、糟屋地区では久山町以外は全て「会計課」となっております。

なお、「出納課」の課名変更については、「須恵町課設置条例」に「出納課」の規定はされておらず、「須恵町会計管理者に属する事務の補助組織設置規則」で改正を行いますので、本議会には提案はいたしておりません。よろしく御理解ください。

ブロック塀等撤去費助成制度について

次に、ブロック塀等撤去費助成制度についてでございます。

災害時における通学路や避難路等の安全と通行を確保するため、地震による倒壊の危険性が高いブロック塀の改善を加速し、安全安心のまちづくりを推進する目的により、撤去を行う所有者または管理者に対し、国・県の指導に基づき補助金を交付する事業を平成33年3月までの時限つきで創設いたします。

補助対象となる工事は、通学路、避難路のほか、災害時の安全や通行を確保する必要があると認められる一般交通の用に供している道路に面する高さが1メートル以上で、県・町の調査員が行う日本建築学会作成の診断カルテにより診断した結果が40点未満のブロック塀の全て、または一部を撤去する工事に限ります。

この補助金は、あくまでも著しく危険なブロック塀の撤去経費を助成するもので、危険性が低い場合や、土どめみのブロック及び再建築に係る工事経費は対象とならず、1敷地当たり撤去に要する経費の2分の1、または10万9,000円のいずれか低い額といたします。

補助金の財源は、社会資本整備総合交付金、県支出金、一般財源と国、県、町ともに負担をして安全性の向上を図りたいと考えております。

補助の要件を満たしているか確認するため町と事前の相談が必要になりますが、詳細につきましては「須恵町ブロック塀等撤去補助金交付要綱」を定め、平成31年4月1日から施行いたし

ます。

下水道事業の地方公営企業法適用化について

次に、下水道事業の地方公営企業法適用化についてでございます。

平成27年1月、総務大臣通知により、平成27年から平成31年度までを公営企業会計適用の集中取り組み期間として、人口3万人以上の自治体においては平成31年度中までに公営企業会計へ移行するよう、また3万人未満の自治体においてもできる限り移行するよう要請があつておるところでございました。

平成31年1月に再度通知があり、3万人未満の自治体においても平成35年度までに移行するよう強い要請がありました。

当町においては、平成31年度に公共下水道事業並びに農業集落排水事業の法適化移行準備業務、資産評価整理業務に着手し、3年をかけて平成34年4月を目標に公営企業法適用化を目指してまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

プレミアムつき商品券事業について

最後に、プレミアム付き商品券事業についてでございます。

政府は2019年10月に実施する地方消費税率10%の引き上げにより発生する低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的とし、住民税非課税者並びに3歳未満の子が属する子育て世帯主向けのプレミアム付き商品券の販売を行うことを決定しております。

本事業は、最大2万5,000円分の買い物ができる商品券を2万円で販売し、居住市町村及びその近隣での消費を促進するというものでございます。

実施主体は市町村、事業実施に必要な経費、商品券上乗せ分の5,000円並びに事務経費については国の全額補助となります。

当初の情報では、予算については6月補正で対応可能と聞き及んでいましたが、2月中旬に行われました福岡県主催の事業説明会を受け、年度当初からの準備事務、それに伴う予算計上が必要ということが判明いたしました。

31年度当初予算の計上には間に合いませんでしたので、本件に関する予算につきましては町長の専決処分とさせていただき、6月議会で報告させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、町長報告を終わります。

○議長（三角 良人） これより町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に係りのある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。児玉君。

○議員（１番 児玉 求） 質問をいたします。上下水道課の分の下水道事業の地方公営企業法適用化についてであります。国の方針ということでお話になってありますが、これで地方公営企業法になるということになりますと、下水道料金の値上げには結びつきませんか。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） これ会計処理の問題でして、今現在、皆さんのお手元のほうにも予算書配られていると思いますけれども、暫時公営企業会計に移行するということだけでございます。その準備、そのためには資産台帳とかいろいろつくっていく、そういった内容でございまして、料金どうのこうのという話ではございません。

○議長（三角 良人） 児玉君。

○議員（１番 児玉 求） 現在、一般会計から繰り入れをして補填をしておるわけですが、この企業会計になると、その町から一般会計の繰り入れというのはなくなるんじゃないですか。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほど言いましたように、これは帳簿上の処理を変えているだけでございます。だから今おっしゃっているようなことは発生いたしません。

○議長（三角 良人） ほかに。田原君。

○議員（９番 田原 重美） 高齢者の７５歳から８４歳までの免許証の自主返納に関しまして、何か年間に４万円ほどの補助があると聞きましたが、これは何年間あるのですか。１年間で終わりますか。

○議長（三角 良人） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 説明しましたように、７５歳から８５歳まで１０年間。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質問を終結します。

日程第４．議会報告

○議長（三角 良人） 日程第４、これより議会報告に入ります。

なお、組合議会報告につきましては、議案審議内容だけを簡潔に御報告していただきますようお願いいたします。

まず、閉会中に北筑昇華苑組合議会が開催されておりますので、組合議員の報告を求めます。

８番、猪谷繁幸君。

○議員（８番 猪谷 繁幸） それでは報告させていただきます。北筑昇華苑組合議会報告をいたします。

平成３１年２月１４日に、古賀市役所会議室において、第１回定例会が開催されました。

日程第４、北筑昇華苑組合議会副議長の互選については、福津市の市議会議員の任期満了に伴

い、欠員になっていることから、北筑昇華苑組合理約第7条第1項の規定により、福津市議会、米山信氏に決定いたしました。

第1号議案北筑昇華苑組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、自己啓発等休業に関する事項を定めるに当たり組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決しました。

第2号議案北筑昇華苑組合職員の育児休業等に関する条例の全部を改正する条例の制定については、給与及び勤務時間、休暇等に関して古賀市の条例に準拠していることから、育児休業等に関する条例の全部を改正するに当たり組合議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決いたしました。

第3号議案北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の一部を改正する条例の制定については、火葬件数の増加により37年間改訂されていなかった使用料を改正するもので、全員賛成で可決しました。

第4号議案北筑昇華苑組合会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,187万2,000円を増額し、歳入歳出それぞれ3億420万円とするもので、前年度決算額における繰越金の決定による増などで、全員賛成で可決しました。

第5号議案平成31年度北筑昇華苑組合会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,728万8,000円と定めるもので、前年度予算比6,811万2,000円の増で、主な要因は歳出、葬祭場費で、庇屋根及び第2駐車場の改修工事による工事請負費の増などで、全員賛成で可決されました。

第6号議案北筑昇華苑組合監査委員の選任については、従前の監査委員のうち組合議会議員から選任した監査委員が平成30年8月10日をもって辞任したことに伴い、木原忠氏が選任され、全員賛成で同意しました。

詳細につきましては、議員控室に置いておりますので御参照ください。

以上、北筑昇華苑組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会の報告を求めます。14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 須恵町外二ヶ町清掃施設組合議会定例会が去る2月15日開催されましたので報告をいたします。

組合長の諸報告で、し尿処理施設酒水園については、放流水は安定した水質が維持されており、平成29年11月から30年10月までの1年間に1万2,376.3キロリットルのし尿を処理しており、前年度比622.1キロリットル、約4.79%減量しているため、管理経費を削減しながら順調に処理業務が行われています。

クリーンパークわかすぎのRDF施設では、平成29年11月から30年10月までの1年間

に4万2,938.59トンの可燃ごみを処理し、約2万5,000トンのRDFを大牟田リサイクル発電所へ搬出しております。RDF施設も17年目となり老朽化が進んでいますが、点検・維持補修を繰り返しながら操業しています。

リサイクルプラザでは、同期間に2,730.89トンの不燃資源ごみを処理しており、平成30年4月から31年1月分までで、アルミ缶、スチール缶合わせて約137トン、ペットボトル約164トン、破碎鉄その他金属類約515トンを資源有価物として売却し、約3,557万円の売却益が出ています。

大牟田リサイクル発電事業関係では、RDF処理委託料単価は2018年度のトン当たり7,150円から2019年度は4,800円となり、2,350円の減額となりました。

事業延長に係る地元対策事業は平成28年度から3カ年で終了する予定で進めており、現在、最終年度の整備工事を行っているとの報告がありました。

続きまして、議案第1号平成30年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計補正予算（第2号）の主なものですが、歳入は、構成町3町分担金の減額、志免町、宇美町2町の受託事業収入の減額です。

須恵町負担金については709万2,000円の減額となっており、内訳としては、ごみ処理分が505万6,000円の減、し尿処理分が203万6,000円の減となっています。

歳出の主なものは、決算見込みによる派遣職員給与負担金の減、ごみ処理施設関係で需用費、光熱水費、薬品費の減額補正、篠栗町地元対策負担金の増は、平成29年度に工事は完了しておりましたが、クリーンパークへの請求が年度末に間に合わなかった分です。

リサイクル施設関係では、決算見込みによる光熱水費の減額で、全員賛成で可決しています。

議案第2号は、平成31年度須恵町外二ヶ町清掃施設組合一般会計予算です。歳入歳出予算の総額は、それぞれ15億9,779万8,000円で、前年度比1億3,752万円の減、7.92%の減額となっています。

須恵町の分担金は3億2,852万9,000円となっており、前年度比3,022万3,000円の減、8.42%の減額となっています。全員賛成で可決しています。

以上で、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の報告を求めます。12番、三上政義君。

○議員（12番 三上 政義） 糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告をさせていただきます。

糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合において、平成31年2月25日に、第1回定例会が開催されました。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更については、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散による脱退、ふくおか県央環境広域施設組合が新規設置による加入に伴い、規約を変更するため、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決いたしました。

議案第2号糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定については、議会の議員その他非常勤職員の公務災害に対処するため定めるもので、全員賛成で可決いたしました。

議案第3号財産処分については、大雨により被災した県道飯塚・大野城線道路法面の災害復旧工事をするに当たり、組合所有地を道路敷地として福岡県に寄附するため、議会の議決を求めるもので、全員賛成で可決いたしました。

議案第4号平成30年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,198万円とするもので、出荷材の減に伴う委託料の減によるものとなっております。全員賛成で可決いたしました。

議案第5号平成31年度糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,679万8,000円と定めるもので、前年度予算額と比べ3,368万円の増となっております。これは事業費の林道の補修や森林作業道開設工事の増などによるものとなっております。全員賛成で可決いたしました。

なお、詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので御参照いただきますよう、よろしく願いいたします。

以上、糟屋郡篠栗町外一市五町財産組合報告を終わります。

○議長（三角 良人） 次に、粕屋南部消防組合議会の報告を求めます。9番、田原重美君。

○議員（9番 田原 重美） 粕屋南部消防組合議会報告をさせていただきます。

平成31年2月27日に粕屋南部消防本部において、第1回定例会が開催されましたので報告いたします。

議事日程については、お手元の資料のとおりでございます。

議案第1号粕屋南部消防組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、定数外職員の規定を設け、定数に係る所要の整備を図るもので、全員賛成で可決しました。

議案第2号粕屋南部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、平成30年の人事院勧告に基づき、給与月額及び諸手当等の改正を行うもので、全員賛成で可決しました。

議案第3号平成30年度粕屋南部消防組合一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,077万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億6,139万9,000円とするものです。

主なものは、分担金精算による2,345万4,000円の減で、30年度の須恵町の分担金については343万3,547円の減額となります。全員賛成で可決しました。

議案第4号平成30年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,063万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,024万1,000円とするものです。これは年度末における決算見込みによる増額となっています。全員賛成で可決しました。

議案第5号平成31年度粕屋南部消防組合一般会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,241万1,000円と定めるもので、前年度と比べ1億4,976万3,000円の減となっています。

減額の主なものとしては、はしご車のオーバーホール、Jアラート新型受信機更新、また、中部消防署改修工事と30年度完了によるもので、全員賛成で可決しました。なお、31年度分の須恵町の分担金は3億369万8,138円となっています。

議案第6号平成31年度粕屋南部消防組合粕屋中南部休日診療所事業特別会計歳入歳出予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,415万1,000円と定めるもので、前年度と比べ545万5,000円の減となっています。全員賛成で可決しました。

一般質問では、粕屋町田川議員より、「第5次消防力整備計画の進捗状況について、定数条例と人口増の関係で粕屋南部地区内の消防体制は確保できるのか」などの質問があり、平成28年1月に中部消防署西出張所を開設し、28年11月に救急隊を配置、29年12月に消防隊を配置、30年度で粕屋中部消防署改修工事を終了し、消防体制確保を図っているなどの答弁がありました。

なお、須恵町の平成30年火災・救助・救急状況は、火災4件、前年度比1件増、救助7件、前年比7件減、救急1,230件、前年比77件増となっています。

詳細につきましては、議員控室に資料を置いていますので、御参照いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、粕屋南部消防組合議会報告を終わります。

○議長（三角 良人） その他、閉会中の活動につきましては、議席に資料を配付しておりますので、報告を省略します。

議会報告が終わりましたので、これより質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。再開を１１時といたします。休憩に入ります。

午前10時51分休憩

午前10時59分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議事に入りますが、議案第１５号及び諮問第１号は、議会運営委員会報告にもありましたように、提案理由の説明後、本日採決を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

よって、本日採決することに決定しました。

次に、一括議題についてお諮りします。

議案第３４号から議案第３９号は、それぞれ関連議案でありますので、一括議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、一括議題とすることに決定しました。

-----・-----・-----
日程第５．発議第１号

○議長（三角 良人） 日程第５、発議第１号日本共産党、児玉求議員に対する懲罰動議を議題とします。

ここで地方自治法第１１７条の規定により、児玉求君の退場を求めます。

〔児玉求君退場〕

本件について、懲罰特別委員会の審査結果の報告を求めます。懲罰特別委員会委員長、三角栄重君。

○懲罰特別委員長（５番 三角 栄重） 懲罰特別委員会委員長の報告をいたしたいと思います。

懲罰特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成３１年１月２１日、第１回臨時会において、日本共産党、児玉求議員の懲罰が可決され、公開の議場における陳謝の懲罰が課されたものの、児玉議員は議会の決定、議長の命令に従わず陳謝文の朗読を拒否したので、懲罰特別委員会の設置、審査となりました。

当委員会は、平成３１年１月２１日、３１日の２日間にわたり開会し、慎重審査いたしました

結果、日本共産党、児玉求議員に懲罰を課すことを懲罰特別委員会全員賛成で可決しました。懲罰の種類は地方自治法第135条第1項第3号に規定される一定期間の出席停止を課すとし、その期間を7日間とすることに懲罰特別委員会全員賛成で可決しました。

7日間としておりますが、土曜、日曜の休会、3月5日の予備日を挟むため、実質上は本日を含め3日半の出席停止となります。審査にあたりましては、児玉議員が行った平成31年1月21日の陳謝文朗読の拒否は、即新たな懲罰事項に該当することから、課すべき懲罰するについて検討いたしました。

再度、陳謝文の朗読を課すべきとの意見、相当の懲罰を課すべきとの意見などがありました。議論の結果、何度陳謝を課しても、拒否することが想定されるので、一度区切りをつけるためにも、今回は7日間の出席停止に処すことを決定したものです。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） 委員長の報告が終わりました。

ここで、児玉求君より文書にて一身上の弁明をしたいとの申し出がっております。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（三角 良人） 異議があるようですので、採決を行います。

児玉求君の一身上の弁明の申し出に御賛成の方の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（三角 良人） 起立なしです。起立なしですので、児玉求君の一身上の弁明の申し出は否決されました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより、日本共産党、児玉求議員に対する懲罰動議について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、児玉求議員に対して、本定例会の出席を本日より7日間停止することです。委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、児玉求君に、本定例会の出席を本日より7日間出席停止とすることに決定しました。児玉求君の入場を認めます。

〔児玉求君入場〕

○議長（三角 良人） ここで、須恵町議会会議規則第107条の規定に基づき、児玉求君に懲罰の宣告を行います。

児玉求君の起立を求めます。

児玉求君に本定例会の出席を本日より、3月7日までの7日間の出席停止とします。児玉求君の退場を求めます。

児玉求君の退場を求めます。

[児玉求君退場]

日程第6. 議案第15号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第15号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第15号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

提案理由として、平成31年3月31日限り、ふくおか県央環境施設組合、飯塚市桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散により、福岡県市町村職員退職手当組合から脱退をする。また、平成31年4月1日から、ふくおか県央環境広域施設組合が新規設置により、福岡県市町村職員退職手当組合に加入する。

これらのことに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

2ページは、改め文です。

3ページをお願いします。

新旧対照表で説明します。別表第1（第2条）関係において、組合を組織する地方公共団体の表の嘉穂郡の項中、脱退する2組合を削り、新規設置された1組合を加え、その他の項中、脱退する2組合を削っております。

4ページでは、議員の選挙区及び定数の表の第1区の項中、脱退する1組合を削り、第2区の項中、脱退する3組合を削り新規設置の組合を1組合加えております。

2ページに戻ってもらって、附則でこの規約は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

よって、議案第15号について採決に入ります。

議案第15号を原案のとおり可決することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、議案第15号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第16号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定についてございます。

この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、須恵町ふるさと応援基金を設置し、須恵町ふるさと応援寄附金を適正に管理し、及び寄附者の意向を反映した施策に活用するため、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条に設置の目的を、第2条に基金を充てる事業内容を、第3条に基金の財源をふるさと応援寄附金をもって充てると、第4条に基金の管理を、第5条、第6条に運用方法を定めております。

附則でこの条例は、交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第16号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号須恵町ふるさと応援基金条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第17号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第17号須恵町森林環境譲与税基金条例の制定についてを

議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いします。

議案第17号須恵町森林環境基金条例の制定についてでございます。この条例の制定について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、平成30年度税制改正大綱において、森林環境譲与税が創設されたことに伴い、須恵町森林環境基金を設置し、森林整備及びその促進事業に活用するため、当該条例を制定する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条に設置の目的を、第2条に基金の財源は森林環境譲与税を充てると、第3条に基金の管理を、第4条、第5条に運用方法を定めております。

附則でこの条例は、交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第17号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号須恵町森林環境譲与税基金条例の制定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第18号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第18号須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第18号須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正する条例についてでございます。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由といたしましては、国家公務員の旅費に関する法律に準じ、厚生労働省への職員派遣に対応する規定を追加するため、当該条例の全部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正は、着後手当、移転料の規定の追加を含めた本条例が参考になっている国家公務員等

の旅費に関する法律に準じた内容への全部改正です。

まず、条例名、題名を須恵町職員等の旅費に関する条例と改正しております。第1条で目的、第2条で用語の意義、第3条で旅費を支給する場合の各事項について、第4条で任命権者、またその委任を受けたものの発する旅行命令等について、第5条で公務上の必要性、または転載その他やむを得ない事情により旅行命令に従って、旅行ができない場合について、第6条で旅行の種類について、第7条から第9条までは、旅費の計算方法について、第10条で旅費の請求手続について、第11条から第19条までは、旅費の種類ごとの支給額について、なお、今回厚生労働省への職員派遣に対応するため、第17条に移転料、第18条に着後手当、第19条に扶養親族の移転料の規定を入れております。

第20条、第21条に退職者等、遺族の旅費について、第22条で不当に旅費の実費を超えた場合は、支給しない旨、規定しております。

附則でこの条例は、交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第18号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号須恵町有給職員旅費支給条例の全部改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第10．議案第19号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、須恵町有給職員旅費支給条例の全部を改正することに伴い、当該条例を制定する必要が生じたので提案するものです。

2ページは改め文です。

3ページをお願いします。新旧対照表で説明します。

別表（第3条）関係の表で町長の旅費の項中、参照している条例の題名改正による本条例の改正です。2ページに戻ってもらって、附則でこの条例は交付の日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第19号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11. 議案第20号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いします。

議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、財政調整基金に属する現金の一部を有価証券にかえることを可能にし、今後の財政の安定的な確保を図るため、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものでございます。

2ページは改め文でございます。

3ページをお願いします。

新旧対照表で説明します。本条例の第3条の基金（管理）について、第1項で文言の整理をし、2項に有価証券にかえることができる旨の文言の追加を行うものです。第4条、第6条についても同じく文言の整理を行っております。2ページに戻ってもらって、附則でこの条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第20号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） ちょっと、元気出そうや。聞き取りにくいよ。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第20号須恵町財政調整基金条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第21号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第21号町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲木都市整備課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） 議案書の1ページお願いします。

議案第21号町道路線の認定についてでございます。

道路法第8条第2項の規定により、別紙町道路線を認定したいので、本議会の議決を求める。

提案理由につきましては、町道路線網の整備を図るため、町道路線の認定の必要性が生じたので提案するもので、今回、路線の認定は2路線でございます。

次の議案書2ページをお願いします。

図面番号①路線番号、その他の町道693号、路線名松ヶ音4号線、起点植木字松ヶ音411番3地先から、終点植木字松ヶ音410番3地先まで、延長161.6メートル、最大幅員10.3メートル、最小幅員6.0メートル。

認定理由は、一般公共道路として新規認定のためでございます。ほか1路線の認定につきましては、議案書記載のとおりでございます。

今回の新規認定2路線につきましては、民間開発行為の宅地分譲地、造成工事において公衆用道路として寄附を受けた道路について新規認定を行うものでございます。

路線図を3ページから4ページに添付しております。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第21号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第21号町道路線の認定についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第13. 議案第22号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第22号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いします。

議案第22号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,972万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を87億241万円とするものです。

第2項歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。第2条で地方債の変更は第2表、地方債補正とし、第3条で債務負担行為の追加は第3表、債務負担行為補正によるとしております。

また、第4条で繰越明許費の追加は第4表、繰越明許費によるとしております。補正予算書の2ページをお願いいたします。

まず歳入からです。年度末の補正でございますので、国、県、補助金、町債などの決定額あるいは、それに近い形での増減補正を全体的に計上しております。11款から20款までの主なものを申し上げます。

11款分担金及び負担金872万4,000円の減額は、現年度分児童福祉施設費負担金、中学校ランチサービス負担金の減額補正、13款1項国庫負担金は未熟児児童養育医療国庫負担金の減額、児童手当国庫負担金の増額などにより157万9,000円の増額補正をしております。2項国庫補助金は冷房設備対応臨時特例交付金の増額などにより、3,420万8,000円の増額補正。14款1項県負担金は、未熟児児童養育医療県負担金の減額、国民健康保険基盤安定県負担金の増額補正などで266万4,000円の増額補正をしております。

2項県補助金は、子ども重度障害、ひとり親家庭等医療費補助金を変更、申請額、前年度分決定額などで1,081万2,000円減額補正しております。15款2項財産売払収入は、不動産売払収入280万7,000円の増額、16款1項寄附金はふるさと応援寄附金ほかで938万5,000円の増額補正をしております。17款1項繰入金の財政調整基金繰入金は、決算見込みの結果、基金の取り崩しは行わず2億3,000万円の全額減額しております。

18款1項繰越金は8,092万3,000円全額補正し、20款1項町債は契約額決定に伴い5,120万円減額しております。

続いて、3ページ歳出です。

2款1項総務管理費1億1,224万5,000円の増額補正は議場設備リース料の減額、財政調整基金積立金の増額補正などが主なものでございます。4項選挙費は、町長選挙は無投票でしたので、1,018万8,000円の不用額を減額しております。3款1項社会福祉費4,486万9,000円の減額は、後期高齢者医療療養給付費負担金、福岡県介護保険広域連合本部負担金の減額補正が主なものでございます。2項児童福祉費5,700万1,000円の減額は、アザレア、れいんぼ一幼児園費、わかすぎの杜、須恵めぐみ保育園等の保育実施委託料を減額補正しております。

4款2項清掃費は、ごみ袋制作費の入札執行残及び須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の決算見込みにより、7,589万6,000円の減額補正、6款1項農業費970万9,000円の減額は、農業集落排水事業特別会計繰出金、農道水路ため池補修整備測量設計委託料、新屋敷井堰ワイヤーロープ取替工事請負費の減額補正です。

8款1項土木管理費440万円の減額は、未登記処理委託料、道路台帳整備業務委託料の減額補正、2項道路橋梁費749万3,000円の減額は用地取得費の執行残による減額補正、4項都市計画費542万9,000円の減額は、須恵中央駅公園整備工事請負費の減額補正、5項下水道費811万2,000円の減額は、公共下水道事業会計繰出金の減額補正です。

9款1項消防費1,036万6,000円の減額は、負担金、費用弁償、防災行政無線、整備工事設計業務委託料の減額補正です。10款1項教育総務費981万8,000円の減額は、小中学校空調設備設置工事設計業務委託料、2項小学校費871万2,000円の減額は、須恵第三小学校校舎外壁防水改良工事請負費、3項中学校費852万3,000円の減額は、中学校ランチサービス業務委託料、4項幼稚園費528万6,000円の減額は、れいんぼ一・南幼稚園の臨時雇い賃金の減額補正が主なものです。

12款1項公債費244万9,000円の減額は、償還予定額による減額補正でございます。

5ページをお願いします。

第2表地方債補正の変更です。これは歳入の補正予算20款の町債の減額、5,120万円の内容になります。入札等により工事請負費が決定し、起債充当率により限度額を変更し、減額したものです。

6ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正の変更です。これは包括業務委託、民間委託の対象者増による限度額の変更です。限度額を6億95万1,000円とし、1億8,821万6,000円増額するものです。

7ページをお願いいたします。

第4表、繰越明許費補正の追加です。保育所等整備事業費補助金2億1,754万4,000円

を繰越すものです。これは12月議会で説明いたしましたわかすぎの杜保育園の工期延期に伴うものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第22号を議長を除く12人で構成する予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号平成30年度須恵町一般会計補正予算（第7号）を予算審査特別委員会に付託します。なお、正副委員長については、調整ができておりますので報告します。

委員長に今村桂子君、副委員長に田ノ上真君であります。

日程第14．議案第23号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第23号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第23号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてでございます。

地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額から、それぞれ729万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億6,414万7,000円とするものです。第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。

2ページをお願いいたします。

まず歳入です。4款1項県補助金293万1,000円の減額は、退職分療養費と高額療養費の減による普通交付金の減額、特別調整交付金の交付決定通知による増額補正でございます。

5款1項他会計繰入金352万6,000円の増額は、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金の増額によるもので、国への報告額、県からの通知額によるものです。

7款諸収入670万円の増額は、延滞金第三者納付金等の収入済み額により補正をしております。

す。

続いて、3ページ、歳出でございます。

1款総務費、38万円の減額は需用費、役務費等の決算見込みによるものです。2款保険給付費1項療養諸費1,640万円の減額、2項高額療養費700万円の減額は、決算見込みによる減額補正でございます。3款国民健康保険事業費納付金12万7,000円の減額は、介護納付金分の県からの確定通知による減額補正でございます。

6款保険事業費85万8,000円の減額は、委託料の執行残による補正です。8款1項償還金及び還付加算金3,206万円の増額は、療養給付費等国庫負担金の前年度返還金で国の確定通知による補正です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第23号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第23号平成30年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第15. 議案第24号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第24号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第24号平成30年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

地方自治法の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成30年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

平成30年度須恵町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,051万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,900万円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は次のページの第1表、歳入歳出予算補正によるとしています。2ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。

1 款 1 項後期高齢者医療保険料 6 0 8 万円の増額は、3 0 年 1 月末の調定額及び収納率により算定しました決算見込みによる補正です。4 款 1 項他会計繰入金 2 1 9 万 1, 0 0 0 円の減額は、事務費繰入金及び広域連合からの通知されました保険基盤安定繰入金の補正です。5 款 1 項繰越金 1, 5 8 3 万 6, 0 0 0 円の増額は、前年度の保険料繰越金 1, 4 3 2 万円を含めたところの補正でございます。5 款諸収入 7 9 万 2, 0 0 0 円の増額は決算見込みによる補正です。

次に歳出です。

1 款 2 項徴収費 1 5 万円の減額は、3 町の共同発注による印刷製本費の単価が下がったことによる執行残の減額補正、2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 2, 1 2 6 万 9, 0 0 0 円の増額は、歳入予算の保険料前年度保険料繰越金などの合計で、福岡県後期高齢者医療広域連合へ納付します負担金の補正となります。4 款予備費は全額減額しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第 2 4 号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第 2 4 号平成 3 0 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第 1 6、議案第 2 5 号

○議長（三角 良人） 日程第 1 6、議案第 2 5 号平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の 1 ページをお願いします。

議案第 2 5 号平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）でございます。平成 3 0 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の 1 ページをお願いします。

平成 3 0 年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 3 1 1 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 1 億 9, 2 0 8 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第 1 表、歳入歳出予

算補正により御説明いたします。

地方債の補正第2条、地方債の変更は第2表、地方債補正により御説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入でございます。主なものは1款1項負担金、補正額1,900万円は決算見込みによる受益者負担金を増額しております。

2款1項使用料、補正額200万円も決算見込みにより増額しております。3款1項国庫補助金、補正額150万円は下水道費、国庫補助金による増額でございます。5款1項他会計繰入金、補正額マイナス811万2,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

6款1項繰越金、補正額116万3,000円は前年度の繰越額が確定しましたので増額するものでございます。7款諸収入2項還付消費税、補正額マイナス300万円は、前年度の還付消費税が確定しましたので減額するものでございます。

8款1項町債、補正額マイナス950万円は下水道事業債で、これは町工事料の減に伴う減額でございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。1款1項総務管理費、補正額889万4,000円は委託料、負担金、補助及び交付金の執行残で709万3,000円を減額し、下水道施設整備基金積立金1,598万7,000円の計上分を差し引いた補正でございます。

2款1項下水道事業費、補正額、マイナス297万円は委託料、工事請負費、負担金、補助及び交付金の不用額を減額するものでございます。

4ページをお願いします。

第2表、地方債補正でございます。1、変更、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,840万円を2,320万円に変更、これは平成30年度流域下水道建設費の確定による減額補正でございます。

次に、多々良川流域関連公共下水道分、限度額2億8,110万円を2億7,680万円に変更、これは町工事量の減による減額補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしく御願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第25号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第25号平成30年度須恵町公共下

水道事業特別会計補正予算（第3号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第17. 議案第26号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第26号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の1ページをお願いします。

議案第26号平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。平成30年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

平成30年度須恵町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ9万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,490万7,000円とするものでございます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分ごとの金額並びに補正後の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明いたします。

2ページをお願いします。

歳入でございます。2款1項使用料、補正額、マイナス8万8,000円は決算見込みにより減額しております。3款1項他会計繰入金、補正額、マイナス298万4,000円は一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。4款1項繰越金、補正額297万9,000円は前年度の繰越額が確定しましたので、増額するものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。主なものは2款1項農業集落排水事業費、補正額、マイナス216万1,000円は需用費、委託料及び工事請負費の不用額を減額するものでございます。3款1項公債費、補正額206万2,000円は、借入先の変更により元金の支払いが生じたことによる増額でございます。

以上、御審議方よろしく御願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第26号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第26号平成30年度須恵町農業集

落排水事業特別会計補正予算（第１号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１８．議案第２７号

○議長（三角 良人） 日程第１８、議案第２７号平成３０年度須恵町水道事業会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の１ページをお願いいたします。

議案第２７号平成３０年度須恵町水道事業会計補正予算（第３号）でございます。平成３０年度須恵町水道事業会計補正予算（第３号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の１ページをお願いします。

第１条、平成３０年度須恵町の水道事業会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。第２条、予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入第１款第１項営業収益、補正額６００万円は手数料の決算見込みによる増額でございます。支出第１款第１項営業費用、補正額マイナス３７５万円、主なものは原浄費の受水費、排水及び給水費の動力費、路面復旧費、委託料の決算見込みによる減額でございます。第２項、営業外費用、補正額マイナス１２０万円は、平成２９年度企業債借り入れの利率の確定に伴う減額でございます。第３条、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入第１款第１項負担金、補正額６００万円は水道管移設保障費に伴う工事負担金の増額でございます。

支出、第１款第１項改良費、補正額マイナス４５０万円は排水管等施設改良に伴う工事請負費の工事量の減による減額でございます。第３条の括弧書きで資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、１億９，２２３万６，０００円は損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第２７号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第２７号平成３０年度須恵町水道事業会計補正予算（第３号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第１９．議案第２８号

○議長（三角 良人） 日程第１９、議案第２８号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の１ページをお願いいたします。議案第２８号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、人事院規則が平成３１年２月１日に交付され、平成３１年４月１日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

２ページは改め文です。

３ページをお願いします。新旧対照表で説明します。本条例の第８条、正規の勤務時間以外の時間における勤務について、２項の次に全項に規定するもののほか、同項に規定する正規職員勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるとの文言を追加し、３項とするものです。これは超過勤務、通常時間外勤務と言っておりますが、これを規則によって上限等を定めるものでございます。

２ページに戻ってもらって、附則でこの条例は平成３１年４月１日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第２８号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第２８号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第２０、議案第２９号

○議長（三角 良人） 日程第２０、議案第２９号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の１ページをお願いします。

議案第２９号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由として、平成３１年４月１日からの厚生労働省への職員派遣に伴い、東京都特別区の

地域手当支給率を追加するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2 ページは改め文です。

3 ページをお願いします。新旧対照表で説明します。本条例の第9条地域手当の規定について、ただし書きにより東京都特別区の地域手当支給率を通常月額6%を20%とする旨の文言を追加するものです。

2 ページに戻ってもらって、附則でこの条例は平成31年4月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第29号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第21. 議案第30号

○議長（三角 良人） 日程第21、議案第30号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長（合屋 浩二） お疲れさまでございます。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第30号、須恵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由といたしましては、身体障害者等に対する軽自動車税の減免範囲を拡大し、社会生活支援に供するため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

3 ページの新旧対照表をお願いいたします。

第90条身体障害者等に対する軽自動車税の減免、第1項第1号中の年齢18歳未満の者を削除し、減免範囲を拡大するものでございます。

2 ページに戻っていただきまして、附則、この条例は平成31年4月1日から施行する。御審議よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第30号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号須恵町税条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第22、議案第31号

○議長（三角 良人） 日程第22、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋住民課長。

○住民課長（合屋 真由美） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。国民健康保険税の税率の改定を行うため、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。平成30年度からの県が財政運営主体となる国保制度改革にあたり、県が被保険者数や所得総額を用いて算出する国保事業費納付金を収めるため、県が示した標準保険税率を参考に、国保税率の改定を行うことによる改正でございます。

2ページ、3ページに改め文、4ページ以降に新旧対照表をつけております。詳細につきましては、新旧対照表で説明いたします。

4ページをお願いいたします。

第4条、第6条、第6条の2では、基礎課税額、医療給付分の税率を改定し、次の5ページ、第8条の2で後期高齢者支援金等課税額の税率を改定し、第9条で介護納付金課税額の税率の改定を行うものです。第24条では、文言の精査により、第4項を削除し、次の6ページになります。第24条の2を新たに追加するものです。

次の7ページになります。

第25条、第1号で7割軽減世帯の納税義務者について、第2号で5割軽減世帯の納税義務者について、次の8ページ、第3号で2割軽減世帯の納税義務者について、被保険者均等割額、世帯別平等割額から減額する額の改定を税率改定に伴い行うものでございます。

3ページに戻っていただいて、附則第1項でこの条例は平成31年4月1日から施行するとし、第2項でこの条例の規定は平成31年度以降の国民健康保険税に適用し、平成30年度分までは従前の例によるとしております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第31号を文教厚生委員会に付託したいと

と思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を文教厚生委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。昼食休憩をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、昼食休憩といたします。

再開を13時といたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第23、議案第32号

○議長（三角 良人） 日程第23、議案第32号葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。稲永地域振興課長。

○地域振興課長（稲永 勝章） よろしくお願ひいたします。それでは、議案第32号をよろしくお願ひいたします。

1ページ目でございます。

葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この条例について別紙のとおり提出するものです。

提案理由は、北筑昇華苑組合立北筑昇華苑条例の一部を改正する条例が、平成31年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

2ページは概要ですので3ページの新旧対照表をお願いいたします。

変更内容は、（1）改正前は4万4,000円のうち1万7,000円の助成が、改正後は4万円のうち2万円の助成に改めます。（2）では、2万2,000円のうち8,500円の助成が、2万円のうち1万円の助成に改めます。（3）では、1万円のうち4,000円の助成が、6,000円で3,000円の助成に改めるものです。

2ページに戻りまして、附則として、この条例は平成31年4月1日から施行するものです。よろしくお願ひいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はあ

りませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第３２号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第３２号葬祭場使用料の一部助成に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第２４．議案第３３号

○議長（三角 良人） 日程第２４、議案第３３号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の１ページをお願いします。

議案第３３号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由は、水道法施行規則の一部を改正する省令が平成３０年１２月２６日に交付され、平成３１年４月１日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものでございます。

次の２ページが改正文と附則で、３ページが新旧対照表となっております。

主な改正点といたしましては、水道布設工事監督者の資格基準である技術手法の規定による２次試験の選択科目から水道環境を削除するもので、技術手法施行規則及び水道法施行規則の改正に伴う条例の改正でございます。

続いて、新旧対照表にて説明させていただきます。

３ページをお願いします。

第３条第１項第８号の改正でございます。改正前、選択科目でありました「水道環境」を「上水道及び工業用水道」に統合し、削除するものでございます。

２ページにお戻りください。

附則、この条例は平成３１年４月１日から施行する。経過措置としてこの条例の施行前に水道環境を選択し合格した者は、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなします。

以上、御審議方お願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第３３号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号須恵町上水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第25. 議案第34号

日程第26. 議案第35号

日程第27. 議案第36号

日程第28. 議案第37号

日程第29. 議案第38号

日程第30. 議案第39号

○議長（三角 良人） 日程第25、議案第34号平成31年度須恵町一般会計予算の提出について、日程第26、議案第35号平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出について、日程第27、議案第36号平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出について、日程第28、議案第37号平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算の提出について、日程第29、議案第38号平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算の提出について、日程第30、議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算の提出について、以上、6議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。まず、議案第34号について、梅野総務課長。

○総務課長（梅野 猛） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第34号平成31年度須恵町一般会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により、一般会計予算を別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成31年度一般会計歳入歳出予算書で説明いたします。

平成31年度の予算から従来の性質別予算から事業別予算に予算編成の手法を変更しました。実際に達成されるべき事業、または提供されるべきサービスを明らかにする予算分類に従った予算となっています。

それでは、予算書の5ページをお願いいたします。

平成31年度須恵町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ89億6,000万円と定める。前年度と比較しますと9億6,000万円、12.0%の増となっております。第2項歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債、第2条、地方債は第2条地方債による。一時借入金、第3条で一時借入金の借り入れ

の最高額を6億円と定める。

歳出予算の流用、第4条で、給料、職員手当等の人権費については、同一款内で流用できる旨を規定しております。

それでは、7ページの第1表歳入歳出予算書をお願いします。

歳入予算額の中から構成比が大きいものから順に3つほど前年度と比較しながら申し上げます。なお、前年度比較につきましては、15ページから17ページの総括表、歳入歳出にも示しておりますので、あわせてごらんください。

まず、歳入予算で一番大きな割合を示します、1款町税は29億4,107万5,000円、歳入全体の32.8%で、対前年度比、1億759万9,000円、率で3.8%の増収を見込んでおります。

次に、9款地方交付税17億600万円、歳入全体の19.0%で、対前年度比1億3,900万円、率で7.5%の減となっています。これは町税が増加傾向にありますので、その影響を見込んでの計上です。

次の8ページをお願いします。

13款国庫支出金は9億6,052万9,000円、歳入全体の10.7%で、対前年度比1億140万9,000円、率で11.8%の増となっています。

以上の町税、地方交付税、国庫支出金で、歳入予算の6割を占めることになります。ほか、対前年度比較で大きく増加しているところを2つほど申し上げます。

17款繰入金が2億5,000万1,000円、これは財政調整基金の繰入金の増です。

20款町債5億3,330万円、これは防災行政無線整備事業債が大きな要因となっています。

以上が主な歳入でございますが、安定的な財政運営に必要な財源と言われます1款の町税から9款の地方交付税、いわゆる一般財源の割合は59.4%、6.5ポイント減少しております。

次に、10ページをお願いします。

歳出です。

歳出は、事業別予算になり大きく変わりました。節ごとの分類から事業ごとの約400の事務事業に分類しております。歳入と同時に構成比の大きいものから順に4つほど前年度と比較しながら申し上げます。

まず、3款民生費は35億985万2,000円、歳出全体の39.2%となっています。対前年度比較は2億941万4,000円、6.3%の増となっております。主に国民健康保険その他繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金、障がい者支援費、自立支援給付費等の増額によるものです。

次に、2款総務費13億3,397万2,000円、歳出全体の14.9%となっています。対

前年度比較は4億595万6,000円、43.7%の増となります。主に、窓口業務ほかの民間委託の包括業務委託料、多目的公園造成工事請負費、庁舎非常用電源設備等改修工事請負費等によるものです。

次に、10款教育費9億7,832万3,000円、歳出全体の10.9%となっています。対前年度比較は6,006万円、5.8%の減となります。小学校の下水道接続工事請負費の減額によるものです。

次に、4款衛生費8億7,469万5,000円、歳出全体の9.8%となっています。対前年度比較は3,536万3,000円、3.9%の減となっています。主に、須恵町外二ヶ町清掃施設組合負担金の減額によるものです。

また、歳出予算を性質別で見ても構成比が大きいものを4つほど申し上げます。

まず、物件費19億8,203万5,000円、歳出全体の22.1%となっております。包括業務委託料、個別施設設計作成業務委託料、教育施設保全計画作成業務委託料、第6次総合計画策定支援業務委託料などの新規事業の増加で前年度比較2億5,486万9,000円、14.8%の増額となっています。

次に、扶助費16億7,918万6,000円、歳出全体の18.7%となっています。障がい者支援費、自立支援給付費、児童手当などの増加で前年度比較8,176万9,000円、5.1%の増額となっています。

次に、繰出金13億6,068万8,000円、歳出全体の15.2%となっています。国民健康保険その他繰出金、後期高齢者医療療養給付費負担金、公共下水道事業特別会計繰出金などの増で、前年度比較6,888万5,000円、5.3%の増額となっています。

次に、扶助費等11億2,836万6,000円、歳出全体の12.6%となっています。就園奨励費補助金、保育実施負担金の増で、前年度比較4,075万円、3.7%の増額となっています。また、対前年度比較で最も伸びたのは、普通建設事業費で5億2,626万7,000円、156.2%の増で、防災行政無線整備工事、庁舎非常用電源設備等改修工事、須恵第三小学校校舎外壁防水改修、多目的公園造成工事などによるものです。

次に、12ページ、第2表地方債、臨時財政対策債から文化会館1階ホワイエ横トイレ改修事業債までの全部で10本、9億7,780万円の起債を上げております。起債の方法は、証書借り入れ利率は4.0%以内、償還方法は記載のとおりでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 次に、議案第35号及び議案第36号について、合屋住民課長。

○住民課長（合屋真由美） 議案書1ページをお願いいたします。

議案第35号平成31年度須恵町国民健康保険特別会計予算の提出についてでございます。

地方自治法第211条の規定により別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。内容につきましては、別冊の平成31年度特別会計歳入歳出予算書で説明いたします。

予算書の5ページをお願いいたします。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31億2,800万円と定める。第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算によるとしております。

まず、歳入から説明いたします。

7ページをお願いいたします。

1款1項国民健康保険税5億5,610万円、対前年度との予算額比較で3,220万円、6.2%の増です。平成31年度平均被保険者見込み数と平成30年度中の所得により試算を行っております。

3款1項国庫補助金は災害臨時特例国庫補助金、頭出しの1,000円です。昨年度に新規計上いたしまして、震災による保険税の減免に対する補助金です。

4款1項県補助金22億8,553万3,000円、対前年度比較は1.9%の増です。保険給付費等県交付金で町が行う保険給付、医療費の支払いでございますが、これに必要な費用を県が交付するものです。2項財政安定化基金県交付金1,000円は、国保財政の安定化のため、県が設置した基金から災害や景気変動等特別の事情が生じた場合に交付されるものです。

5款1項他会計繰入金2億8,485万6,000円、対前年度比較9.1%の増になります。主に、法定外の一般会計繰入金、いわゆる赤字補填分の増額によるものです。

8款1項財政安定化基金貸付金、1,000円は、県が設置しました財政安定化基金から保険給付増や保険税収納不足により財源不足となった場合の貸付金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費3,369万3,000円、対前年度比較4.6%の減です。人件費が主なものです。健康保険に関する資格や給付管理のための電算システム改修費などの事務費です。

2款保険給付費22億6,610万5,000円、対前年度比較で2.4%の増です。1項療養諸費、2項高額療養費が主なものですが、減少傾向の被保険者に対し1人当たりの医療費総額が増加すると見込まれての試算になっております。

3款国民健康保険事業費納付金7億9,091万7,000円、対前年度比較で6.3%の増です。県全体の保険給付費について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内市町村で分かち合う制度で、それぞれの市町村の医療費水準や所得水準、年齢構成等で算定された額を県へ納付するもので、2款の保険給付費の増に伴うものです。

5款財政安定化基金拠出金1,000円は、基金からの交付金、貸付金により取り崩した額に対して、政令で定めるところにより、市町村が徴収されるものです。同時に県は市町村総額の3倍に相当する額を、国は県の3分の1を負担することになります。

6款1項保健事業費1,374万2,000円、対前年度比較10.1%の増、2項特定健康診査等事業費1,876万3,000円、対前年度比較0.8%の減です。いずれも生活習慣病を中心とした疾病予防と医療費の伸びを抑制するための事業予算と、特定健康診査委託料及び受診率向上に向けた事業予算を計上しております。

7款1項財政安定化基金償還金1,000円は、基金から貸し付けを受けた場合の償還金です。国民健康保険特別会計は以上です。

次に、61ページをお願いいたします。

議案第36号平成31年度須恵町後期高齢者医療特別会計予算の提出についてでございます。

議案書は1ページですが、このまま当初予算書で説明させていただきます。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億5,400万円と定める。前年度と比較しますと8.6%、2,800万円の増額となっております。第2項歳入歳出款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算書によるしております。

次の63ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料2億5,580万円、対前年度比較で10.7%の増でございます。これは、福岡県後期高齢者医療広域連合が試算いたしました額を計上しております。

3款1項他会計繰入金9,814万2,000円、対前年度比較で4.8%の増でございます。人件費を含む事務費に係ります繰入金と保険料軽減分に相当いたします保険基盤安定繰入金を計上しております。

次の64ページ、歳出でございます。

1款総務費954万8,000円、対前年度比較4.6%の増でございます。職員1名の人件費と後期高齢者医療保険料、納入通知等の印刷製本費が主なものでございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金3億4,310万6,000円、対前年度比較で8.9%の増です。歳入の保険料、保険基盤安定繰入金などで収納いたしましたものを広域連合へ納付するものでございます。

以上、平成31年度後期高齢者医療特別会計の主な予算でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 続いて、議案第37号から議案第39号について、世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、特別会計歳入歳出予算書の97ページをお願いします。

議案第37号平成31年度須恵町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

平成31年度須恵町の公共下水道事業特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ11億1,700万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

99ページをお願いします。

歳入の主なものは、1款分担金及び負担金1項負担金1,489万1,000円、前年度比11.8%の増は、供用開始面積の増によるものでございます。

2款使用料及び手数料1項使用料2億6,932万9,000円、前年度比3.4%の増は、前年度実績による増及び共同住宅の使用開始分を見込んでおります。

3款国庫支出金1項国庫補助金1億300万円、前年度比14.9%の減は、管渠築造工事等の減によるものでございます。

5款繰入金1項他会計繰入金3億2,008万2,000円、前年度比4.2%の増でございます。2項基金繰入金2,759万円、前年度比13%の減は、平成27年度から30年度までの基金積立から当該年度の平成31年度の基金へ繰り入れるものでございます。

7款諸収入2項還付消費税300万円、前年度と同額でございます。

8款町債1項町債3億7,910万円、前年度比15.1%の減でございます。管渠築造工事等の減によるものでございます。

次の100ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款総務費1項総務管理費2億2,572万9,000円、前年度比11.8%の増は、委託料の増によるものでございます。

2款1項下水道事業費4億339万7,000円、前年度比20.1%の減は、管渠築造工事請負費の減によるものでございます。

3款1項公債費4億8,678万8,000円、前年度比2.4%の増は、償還据置期間終了後の償還元金の増によるものでございます。

次の101ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、多々良川流域下水道建設費負担金分、限度額2,670万円、多々良川流域関連公共下水道分2億50万円、資本費平準化債公共下水道分7,690万円、資本費平準化債、流域下水道分1,870万円、特別措置分4,580万円、公営企業会計適用債1,050万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、141ページをお願いします。

議案第38号平成31年度須恵町農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。

平成31年度須恵町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、それぞれ9,900万円と定めるものでございます。

第2項歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債第2条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債により御説明いたします。

次の、143ページをお願いします。

歳入の主なものは、2款使用料及び手数料1項使用料756万1,000円、前年度比4.4%の増は、前年度実績による増を見込んでおります。

3款国庫補助金1項国庫補助金690万円は、業務委託に対する補助金でございます。

7款町債1項町債2,960万円、前年度比22.8%の増で、詳細については委員会にて御説明いたします。

次の144ページをお願いします。

歳出の主なものは、1款1項総務管理費448万4,000円、前年度比401万6,000円の増は、委託料の増によるものでございます。

2款1項農業集落排水事業費2,984万2,000円、前年度比37.4%の増は、委託料の増によるものでございます。

3款1項公債費6,416万9,000円、前年度比3.1%の増は、償還元金の増によるものでございます。

次の145ページをお願いします。

第2表地方債、起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、限度額2,560万円、公営企業会計適用債、限度額400万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、別冊の水道事業会計予算書の1ページをお願いします。

議案第39号平成31年度須恵町水道事業会計予算についてでございます。

第1条、平成31年度の須恵町の水道事業会計の予算は次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。1、給水戸数1万846戸、前年度比1.4%増の見込みでございます。2、年間総給水量268万9,038立法メートル、前年度比0.4%増の見込みでございます。3、年間有収水量254万1,141立法メートル、前年度比1.2%増の見込みでございます。4、1日平均給水量7,347立法メートル、前年度比0.2%増の見込みでございます。5、建設改良事業費1億3,777万8,000円、前年度比13.8%減の見

込みでございます。これは排水施設改良費の減によるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入は、第1款水道事業収益6億5,166万7,000円、前年度比0.6%の増、主なものは営業収益のうち給水申込加入金の増によるものでございます。

支出は、第1款水道事業費5億9,673万1,000円、前年度比4.1%の増、主なものは、営業費用のうち原浄費の委託料及び受水費、総係費の委託料の増によるものでございます。

次の4ページをお願いします。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

収入は、第1款資本的収入3,600万円、前年度比2.9%の増、これは、配水管等施設改良工事に伴う負担金の増でございます。

支出は、第1款資本的支出2億496万円、前年度比13.8%の減、これは下水道工事に伴う工事請負費の減によるものでございます。

第4条の括弧書きで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,896万円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

第5条、次に掲げる経費の流用については、議会の議決を得なければならない。1、職員給与費9,479万5,000円、前年度比2.9%の増は、人事異動によるものでございます。2、交際費10万円、前年度と同額でございます。

第6条、棚卸資産の購入限度額は700万円と定める。これは量水器の購入限度額でございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、議案第34号から議案第39号については、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第39号は、予算審査特別委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第31、諮問第1号

○議長（三角 良人） 日程第31、諮問第1号人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平松町長。

○町長（平松 秀一） 諮問第1号人権擁護委員の推薦についてでございます。

人権擁護委員に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により本議会の意見を求めるものです。住所、糟屋郡須恵町大字上須恵776番地の3、氏名、岡本省二。生年月日、昭和30年1月1日、64歳。任期につきましては、平成31年7月1日から平成34年6月30日でございます。

提案理由の説明といたしましては、人権擁護委員の平嶋峰晴氏が平成31年6月30日をもって任期満了のため、その後任を推薦するものでございます。経歴については、次ページにつけておりますけれども、主な項目といたしましては第一小学校の校長、そして家庭児童相談委員、そして須恵町の適応指導教室の室長を務められた方で、人格共に素晴らしい人ですので、今回推薦しております。

よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。

討論を省略し、これより採決を行います。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（三角 良人） 起立全員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、原案のとおり可決し賛成することに決しました。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、3月6日午前10時から行います。

本日は、これにて散会します。

午後1時38分散会
